平成２５年（フ）第３８９２号
東京都町田市金森東１丁目３番19号
破産者　有限会社三浦縫製工業
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９９１号
埼玉県入間市大字下藤沢671番地
破産者　株式会社西和テクノサービス
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５１０２号
神奈川県相模原市中央区上溝3122―２―202、開始決定時の住所千葉県千葉市中央区村田町157―10
破産者　樽見　淳一
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６２１３号
東京都町田市旭町１丁目５―３―201
破産者　野村いつか（旧姓早川）
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３３３号
東京都中央区築地５丁目２番１号
破産者　有限会社小田庄
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６３３４号
東京都中央区築地６丁目11―10
破産者　児玉　幸男
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６４０号
千葉県佐倉市上志津2010番地２
破産者　株式会社クロス・ベイ・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６４１号
千葉県千葉市若葉区千城台西３丁目12―７―403、開始決定時の住所千葉県佐倉市上志津2010番地２
破産者　小林　信哉
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９１号
東京都千代田区内神田３丁目４番６号
破産者　有限会社パンゲア・ウォーク
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９２号
東京都練馬区関町北２―29―13―102、住民票上の住所埼玉県富士見市関沢２丁目30番６号
破産者　島田　千裕
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９３号
神奈川県相模原市中央区相生２丁目16番24号
破産者　有限会社一栄タイル工業
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９４号
神奈川県相模原市南区磯部1351―２―102
破産者　藤田　一知
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９５号
神奈川県相模原市南区磯部1351―２―102
破産者　藤田キヌエ
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６６９６号
神奈川県相模原市中央区並木４丁目４―20
破産者　藤田　宏一
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７５９号
東京都千代田区九段南３丁目９番14号
破産者　株式会社ヴェルヴェット
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６７７９号
東京都世田谷区岡本３丁目18番15―404号
破産者　株式会社ファイブギア
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８０７号
神奈川県横浜市中区南仲通４丁目39番地２
破産者　株式会社ユニット・コーポレーション
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８０８号
神奈川県横浜市中区南仲通４丁目39番地２
破産者　株式会社ウエルネス総合研究所
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８０９号
神奈川県横浜市中区石川町２丁目68―１
破産者　藤倉　　洋
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８２４号
東京都八王子市川口町1218番地の５
破産者　有限会社大原木工所
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８２５号
東京都八王子市大和田町４丁目18―11　市営住宅大和田台団地３号棟103号
破産者　大原　一男
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６８２６号
東京都八王子市大和田町４丁目18―11　市営住宅大和田台団地３号棟103号
破産者　大原千代子
1　決定年月日　平成25年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部